**多床室室料を自己負担化～特養ホーム　低所得者は引き上げゼロ～／特定施設　特養の代替化を推進へ（2014年10月31日　シルバー新報）**

　厚生労働省は１０月２９日、社会保障審議会介護給付費分科会（座長＝田中滋慶応大名誉教授）に特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護の報酬改定の論点を提示した。特養ホームについては、多床室の室料負担を求めることを提案した。これに併せて補足給付も拡充し、第１～３段階までは負担増ゼロに抑え、高所得者層は入りにくくする。消費税増税や原料費値上げ等による影響が出ているとして、多床室では水道光熱費の基準額も引き上げる。制度改正により、来年４月以降、入居対象者が要介護３以上に重点化される。入居対象からこぼれる層や、急増する都市部での要介護者の受け皿として特定施設の活用を進める。

◇　　◇　　◇　　◇

　病院以外での看取りを増やすため、看取り加算は拡充する。入居者や家族の合意のもとで、時間をかけて準備をするプロセスを手厚くする。（中略）

　専従者の要件緩和は、社会福祉法人が地域貢献をしやすくするための措置だ。専従の要件を明確化し、施設に「貼り付け」にしなくてもいいことを明確にする。ただ、職員配置基準を満たした上で、あくまでも余力で行うという位置づけだ。（中略）

　低所得者が負担するホテルコストの基準である基準費用額については、多床室でのみ水道光熱費分を引き上げることが提案された。老人保健施設、介護療養型も同じ扱いとなる。（中略）

　多床室の入居者が現在負担しているのは、ホテルコストのうち光熱水費のみ。室料分の負担は、相部屋では納得が得られないとして見送られた経緯がある。

　今回、室料の自己負担化が提案された。「例外なく減価償却費分は自己負担」とするのがねらいという。ただし、老健、療養病床は除く。特養ホームだけの導入なのは、入居期間が長く「生活の場」であるため。

一方、補足給付を拡充し、第１～第３段階は補てんを行い、負担増は一般世帯である第４段階のみ。低所得者向けの施設としていく方向を打ち出した。（中略）

特定施設入居者生活介護では、「特養化」を推進する方向だ。重度者への対応を推進するために、すでに他の施設で導入されている「サービス提供体制強化加算」「認知症専門ケア加算」を算定できるようにする。看取り介護加算は特養ホームと同様に拡充する。一方、軽度者は引き下げ。要支援２の報酬は、要支援１と同程度まで下げる。ショートステイも利用しやすいよう基準を緩和する。（中略）

特定施設入居者生活介護の報酬改定の最後のテーマは養護老人ホームの取り扱いだ。

現在は、外部利用型の指定しか受けられないが、一般の特定施設の指定を受けられるようにすることが提案された。単なる介護施設になることを防止するために、「外部利用型」のみとされた経緯がある。

一般型を認めた場合に、要介護度が低い人が入居しにくくなることが懸念されるが、養護施設の役割が果たせるように、通知等で入所判定の適切性を担保するとされた。

**<介護給付費分科会の資料は、こちらからダウンロードしていただけます>**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063271.html>